

一般社団法人moko'a 定款

第1章総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人moko'aと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県浅口市に置く。

第2章目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自然資源や人文資源などの地域資源を活かした地域振興並びに賑わいあるまちづくりの支援を行うことで、人々が安心して生活できる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域活動に対する支援
- (2) 地域活動に関する調査、助言及びコンサルティング
- (3) 地域資源を活かした体験、教育プログラムの企画、運営
- (4) 地域資源を活かした着地型観光の企画、運営
- (5) 麺類、酒類及び水産物等の地域資源を活かした商品の開発、デザイン及び販売
- (6) 地域内外の交流及び定住化の促進
- (7) 空き家、交流スペースの整備、利活用
- (8) 地域、市民活動団体、民間企業、教育機関及び地方公共団体の連携の推進
- (9) 民間施設、公共施設の管理運営
- (10) 地域振興を担う人材の育成、研修会の企画、運営
- (11) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章公告の方法

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第4章社員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の目的及び事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となったものをもって構成する。

(社員の資格の取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事の承認を

得なければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、任意にいつでも退社することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該社員が死亡したとき。

第5章社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第11条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、社員全員の同意がある場合には、招集手続を訴省略することができる。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、社員総会に出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第14条 社員総会における決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数（特別決議）をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他、法令で定める事項

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第6章役員

(員数)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以内

(2) 監事 1名

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表理事の選定及び職務権限)

第18条 この法人は、代表理事1名、副代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。

3 副代表理事、理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬)

第20条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第7章基金

(基金の拠出)

第21条 この法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する基金の拠出を求めることができる。

第22条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(基金の募集等)

第23条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定する。

(基金の拠出者の権利)

第24条 拠出された基金は、この法人の解散若しくは基金拠出者と合意した期日まで、これを返還しない。

(基金の返還の手続)

第25条 基金の返還は、定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第8章計算

(事業年度)

第26条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出しなければならない。

(1) 事業報告及びその付属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書

- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- (剰余金の非分配)

第 28 条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第 9 章定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 29 条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第30条 この法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の処分)

第 31 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 10 章附則

(最初の事業年度)

第 32 条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 33 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 沖村 舞子

設立時理事 角能 里香

設立時代表理事 沖村 舞子

(設立時社員)

第 34 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

岡山県浅口市金光町占見 2 2 9 3 番地

設立時社員 沖村 舞子

岡山県浅口市鴨方町深田 8 3 0 番地 4 マックスシティ I 2 0 3

設立時社員 角能 里香

第 35 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以 上